

# 中間前払金制度の導入について

## 【目的】

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、受注者への円滑かつ速やかな資金提供を図ることで、下請け業者への適切な支払い、建設業者の資金繰りの改善、事業経営の安定化につなげることを目的として行うものです。

## 【中間前金払とは】

建設工事において、当初の前金払（契約金額の4割以内）に加えて、工期の半ばで一定の要件を満たしたとき、2割を追加して行う前金払です。

## 【中間前金払の対象となる工事】

中間前金払の対象は、次の条件を満たしている工事であることとします。

- ・請負金額が200万円以上であること。
- ・工期が60日以上であること。

## 【中間前金払の要件】

中間前金払を行うには、次の全ての項目に該当する必要があります。

- ・前金払が支払い済みであること。
- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている、当該工事に係る作業が行われていること。
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・出来高が請負代金の2分の1以上に相当するものであること。  
（請負業者からの履行報告書により確認します。）

## 【中間前金払の割合】

請負金額の2割を超えない範囲とします。

（債務負担行為に係る請負工事は各年度とします。）

## 【中間前金払と部分払の併用禁止】

1 件の工事では、中間前金払と部分払の選択制とし、両方を受けることはできません。

## 【中間前金払の変更】

請負金額に3割以上の増減が生じた場合、既に支払った前払金と中間前払金の合計額が、変更後の請負代金額の10分の6に相当する額を超えたとき、受注者は返還する必要があり、下回っているとき市は請求することができます。

## 【実施時期】

平成24年4月1日以降に契約締結する工事から適用します。